

# 第3回選挙管理委員会 会次第

令和4年6月1日(水)  
午後4時～

## 1. 付議事項について

- (1) 公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の定時登録及び同法施行令第22条第1項の規定による選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

公職選挙法第22条第1項の規定により、6月1日における選挙人名簿の定時登録を行うとともに、同法施行令第22条第1項の規定により、選挙人の数を県選挙管理委員会へ報告するものです。

	(名簿登録者数)	(男)	(女)
令和4年6月1日	497,888人	227,162人	270,726人
令和4年3月1日	498,057人	227,194人	270,863人
増 減	△169人	△32人	△137人

- (2) 住民の直接請求に連署を要する数の告示について

### 地方自治法

第74条第1項 (条例の制定, 改廃の請求)	} 50分の1の数	<u>9,958人</u>
第75条第1項 (事務監査の請求)		$497,888 \times 1/50 = 9,957.76$ $\approx 9,958$
第76条第1項 (議会の解散の請求)	} 40万を超える数に6分の1を乗じた数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>149,649人</u>
第80条第1項 (議員の解職の請求)		
第81条第1項 (長の解職の請求)		
第86条第1項 (主要公務員の解職の請求)		
		$(497,888 - 400,000) \times 1/6 + 400,000 \times 1/3$ $\approx 16,315 + 133,334$ $= 149,649$

### 市町村の合併の特例等に関する法律

第4条第1項 (合併協議会設置の請求)	} 50分の1の数	<u>9,958人</u>
第5条第1項 (合併協議会設置の請求)		
第4条第11項 (合併協議会設置協議について選挙人の投票の請求)	} 6分の1の数	<u>82,982人</u>
第5条第15項 (合併協議会設置協議について選挙人の投票の請求)		$497,888 \times 1/6 = 82,981.3$ $\approx 82,982$

### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第8条第1項 (教育長等の解職の請求)	40万を超える数に6分の1を乗じた数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>149,649人</u>
---------------------	---	-----------------

(3) 公職選挙法第28条第2号及び第3号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

① 第2号（本市を転出後、4箇月を経過した者）

抹消対象者 令和4年1月1日から令和4年1月31日までの表示者  
抹消対象期間 令和4年5月2日から令和4年6月1日まで  
抹消対象者数 男 437人 女 380人 合計 817人

② 第3号（在外選挙人名簿への登録の移転）

抹消対象者 男1人（クウェートへの転出） 女1人（ブータンへの転出） 計 2人

(4) 公職選挙法第30条の6の規定による在外選挙人名簿への登録及び同法第30条の11の規定による在外選挙人名簿から抹消した者について

公職選挙法第30条の5第1項に基づく申請による有資格者2人（アメリカ、フランス）、同条第4項の規定による国外転出者で、転出届出時に登録の移転の申請があった者2人（クウェート、ブータン）の計4人を登録します。

また、公職選挙法第30条の11の規定により、国内の市町村（東京都町田市）において新しく住民票が作成されてから4箇月を経過した者1人を抹消します。

前回までの登録者	255人
今回の新規登録者	4人
今回の抹消者	<u>△1人</u>
登録者総数	258人

(5) 公職選挙法施行令第23条の16第1項において準用する同法施行令第22条第1項の規定による在外選挙人の数の県選挙管理委員会への報告について

6月1日現在の在外選挙人名簿登録者数を県選挙管理委員会へ報告するものです。なお、報告は、県規程に基づき、衆議院議員小選挙区選挙における選挙区ごとに行います。

	(男)	(女)	(計)
第1区	75人	137人	212人
第2区	13人	33人	<u>46人</u>
合計	88人	170人	258人（3月比 +6人）

(6) 参議院議員通常選挙及び鹿児島県議会議員補欠選挙における選挙人名簿登録の移替えの延期について

公職選挙法施行令第17条ただし書きにより、選挙人名簿及び投票所整理券作成のため、6月10日以降に市内間の転居を行った者の投票区の移替えを延期するものです。

延期する期間 令和4年6月10日から令和4年7月10日まで

(7) 鹿児島県議会議員補欠選挙における期日前投票所の設置及び不在者投票用紙等の発送について

① 公職選挙法第48条の2第6項により読み替えて適用される同法第39条の規定に基づき、期日前投票所の場所及び日時並びに時間を定めるものです。

② 公職選挙法施行令第53条第1項（一般郵便・指定病院等）及び同令第59条の4第4項（在宅郵便）並びに同令第59条の5の4第7項（特定国外派遣隊員）において、不在者投票用紙等を郵便等をもって発送するときは、選挙管理委員会が定めた日以降直ちにしなければならないと規定されていることから、発送する開始日を次のとおり定めるものです。

発送開始日 令和4年7月1日（金）

ただし、特定国外派遣隊員から請求があった場合は、令和4年6月18日以降

(8) 鹿児島県議会議員補欠選挙における期日前投票所の設置及び日時の指定について（告示）

上記(7)①において承認をいただいた期日前投票所の設置及び日時について、公職選挙法第48条の2第6項により準用する同法第41条第1項の規定により、告示を行うものです。

なお、同法の規定により告示は、選挙の告示日である7月1日に行います。

(9) 鹿児島市選挙事務手続規程の一部改正について

7月10日執行予定の参議院議員通常選挙及び鹿児島県議会議員補欠において、既定の投票所が建替え工事により使用できず、代替施設も確保できないことから近接する投票区と合区するため、規程の別表の一部を改正するものです。

改正規程第1条で合区することを定め、第2条において次回の選挙から回復（元に戻す）することを定めます。

・第64区「西本願寺小山田出張所」を第63区「小山田小学校」へ合区

(10)その他

① 県議会議員補欠選挙の執行について

5月23日(月)に柳誠子氏が県議会議員を辞職したことにより、24日(火)に開催された県選挙管理委員会において県議会議員補欠選挙の選挙日が決定され、同日付で通知がありました。

【鹿児島県議会議員補欠選挙】

選挙期日 令和4年7月10日(日)

選挙期日の告示日 令和4年7月1日(金)

選挙すべき者の数 2人

現在開会中の国会の会期延長がなければ、参議院議員通常選挙と同日選挙となります。

② 令和4年度鹿児島市明るい選挙推進協議会総会書面決議の結果について

令和4年度鹿児島市明るい選挙推進協議会総会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から書面開催とし、各委員に書面で賛否及び意見を照会していましたが、別紙のとおり、各議案とも全員一致で可決されましたので、報告します。

2. 今後の委員会等の日程(県議補選が参議選と同日の場合)

月日	曜	時刻	摘要	出席者	場所	
6月 1日	水	16:00	委員会(定時登録)	全員	選管委員会室	
	15日	水	16:00	委員会(補選・参議選関係)	全員	選管委員会室
	21日	火	16:00	委員会(参議選名簿登録)	全員	選管委員会室
	22日	水	17:15	委員会(参議選公示)	全員	選管委員会室
	30日	木	16:00	委員会(県議補選名簿登録)	全員	選管委員会室
7月 1日	金	17:15	委員会(県議補選告示)	全員	選管委員会室	
	7日	木	17:15	委員会(開票立会人選任)	全員	選管委員会室
	8日	金	14:00	開票立会人説明会	委員長	未定
	10日	日	14:00	委員会(参議選・補選投開票)	全員	選管委員会室
			20:30	集合	全員	西原商会アリーナ
			21:40	開票開始		
8月 3日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室	

※県議会議員補欠選挙の日程が、7月1日(金)告示、7月10日(日)投開票に決定しました。

※参議選の選挙日は想定のため、委員会の日程も変更になる可能性があります。

※参議選の公示日は、通常17日前で6月23日になりますが、同日が「沖縄慰霊の日」と重なるため、6月22日の公示が有力です。